

論文

独占資本主義への移行期のドイツにおける 保険業企業の役員兼任の構造 —— 他社の監査役会での人的結合 ——

山崎敏夫*

要旨

ドイツにおける企業間関係は、産業と銀行の間の密接な結びつきとともに、保険業の企業と銀行や産業企業との間の関係、結びつきにもみられる。それは、保険業企業による株式所有のみならず役員の派遣・兼任による人的結合関係にも表れている。ドイツでは、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期に、独占資本主義への移行、産業と銀行の融合・癒着による「金融資本」の成立がみられ、産業と銀行の関係は、銀行による信用業務、証券業務、交互計算業務、株式所有、役員派遣などの多様な方法によって築かれてきたが、保険業の企業と産業企業、銀行との間の関係、そこでの役員兼任による人的結合は、緊密な企業間関係の重要な手段をなしてきた。そのような企業間関係のシステムは、同国資本主義の蓄積構造の基軸をなすものとして発展してきた。同国ではまた、第2次大戦後、資本所有と人的結合の両面における産業・銀行間関係、共同決定制度のもとでの労使協調的なシステムにみられる特徴的な体制がみられ、そのような企業体制は、「ドイツ株式会社」(“Deutschland AG”)とも呼ばれているが、そこでは、保険業の大企業も重要な位置を占めてきたといえる。

そこで、本稿およびそれにつづくいくつかの論稿では、20世紀初頭の独占資本主義への移行期、第1次大戦後のインフレーション期、ナチス期、1965年株式法以前の時期にあたる1950年代末、同法以後の時期である1960年代末の5つの時期を対象としたドイツの大銀行の役員兼任構造の分析をふまえて、保険業企業の役員兼任の構造を考察する。本稿では、20世紀初頭の独占資本主義への移行期を対象にして、保険業の大企業の役員兼任の構造を考察する。ここでは、アリアンツとミュンヘン再保険の2社を取り上げる。これら2社の役員(監査役会および取締役会のメンバー)がどの産業のいかなる企業の監査役会においてどのような職位によって直接兼任関係を築いていたのか、また他社の監査役会においてこれらの

* 立命館大学経営学部 教授

保険会社 2 社の間でどのような間接兼任の関係が成立していたのかという点について、分析を試みる。大銀行の役員兼任による企業間人的結合との比較をとおして、保険業の大企業の人的結合の構造とその特徴を明らかにしていく。

キーワード

監査役会 銀行 産業・銀行間関係 人的結合 ドイツ 保険業 役員兼任

目 次

- I 問題の所在
- II 保険業企業の役員の直接兼任構造
 - 1 アリアンツ役員の直接兼任の構造
 - 2 ミュンヘン再保険役員の直接兼任の構造
- III 保険業企業間の役員の間接兼任構造
 - アリアンツとミュンヘン再保険の間の間接兼任構造——
- IV 役員兼任からみた独占資本主義への移行期におけるドイツ保険業の企業間関係——大銀行との比較

I 問題の所在

19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての時期には、産業資本主義段階から独占資本主義の段階への移行がすすんだが、アメリカとドイツの両国は、先発の資本主義国であったイギリスと比べても、高度な集中・集積の動きが産業のみならず銀行業においてもみられた。そうしたなかで、産業と銀行の融合・癒着によって成立をみた「金融資本」¹⁾は、独占資本主義段階以降に特有の資本類型をなした。ドイツは、「金融資本」の組織性という点では、アメリカと比べてもより典型的な国となった。そのような当時の状況について、レーニンは 1919 年に、ドイツは「資本主義の、金融資本主義の、組織性の点でアメリカにまさる先進資本主義国の、模範である。ドイツは、多くの点で、技術と生産の点で、政治上の点でアメリカにおとっていたが、金融資本主義の組織性の点では、独占資本主義の国家独占資本主義への転化の点では、アメリカにまさっていた」²⁾と指摘している。

銀行による信用業務、証券業務、交互計算業務、株式所有、役員派遣などの多様な方法は、産業と銀行の関係の構築にとっての重要な手段をなした。なかでも、ドイツでは監査役会と取締役会という二層制のトップ・マネジメント機構となっているという事情もあり、監査役会における役員兼任は、産業と銀行の関係の構築にとって重要な手段をなしてきた。

このように、第 2 次大戦前の時期において、カルテル容認という国家の政策とそのもとでカルテルの広範な展開³⁾のみならず、監査役会における役員兼任は、ドイツの「協調的資本

主義」としての特質⁴⁾を規定する重要な要素をなすものとなってきた。それゆえ、他社の監査役会における大銀行の役員兼任による人的結合関係がどのように築かれてきたのかということが、重要な問題となる⁵⁾。

しかし、ドイツでは、このような産業と銀行の間関係のみならず、保険業の大企業と産業企業や銀行との関係も、企業間関係において重要な意味をもっている。ことに第2次大戦後の状況についていえば、資本所有と人的結合の両面における産業・銀行間関係、共同決定制度のもとでの労使協調的なシステムにみられる特徴的な体制が存在してきた。そのような企業体制は、「ドイツ株式会社」(“Deutschland AG”)とも呼ばれ⁶⁾、同国に特有のコーポレート・ガバナンスの機構を構成する重要な要素をなすとともに、資本市場の圧力が増大するなかにあっても、経営の自律性を維持する上での重要な基盤を形成してきた。1950年代以降、一方におけるドイツ銀行とともに他方におけるミュンヘン再保険会社およびアリアンツでもって「ドイツ株式会社」の中核が形成されてきたのであり、保険会社も銀行と同様にそのような企業体制にとって重要な位置を占めていたとされている⁷⁾。また、経営者支配の企業では、所有者支配の企業よりも概して多くの銀行や保険会社の代表が加わっている傾向にあった⁸⁾ほか、大銀行や保険会社といった金融機関を媒介にした産業コンツェルン間の協調も築かれてきたとする指摘もみられる⁹⁾。第2次大戦後の状況については、競争企業間の人的結合の形成においては、銀行や保険会社の取締役が重要な役割を果たすことも多くみられたとする指摘も存在する¹⁰⁾。

このように、ドイツにおける役員兼任による人的結合、それを基礎にした企業間関係の構造の把握という点では、大銀行のみならず保険業の代表的企業の役員兼任による企業間人的結合の解明も、重要な問題となってくる。しかし、これまでの研究では、ドイツの保険業の大企業による役員兼任の重要性は指摘されながらも、その構造についての具体的な考察は十分になされてはこなかった¹¹⁾。本稿では、保険業の大企業の役員兼任構造についての考察を行うことにするが、大銀行の状況との比較の視点のもとに、20世紀初頭の独占資本主義への移行期の状況についてみていくことにする。すなわち、ドイツ保険業の最も代表的な企業であるアリアンツ(Allianz Versicherungs-AG)とミュンヘン再保険(Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft)の2社の役員(監査役会および取締役会のメンバー)が他社の監査役会においてどのような直接兼任の関係を築いていたのか、またこれら2つの保険会社の間でどのような間接兼任の関係が成立していたのかという点の解明を試みる。異なる企業の監査役会あるいは取締役会のメンバーである2人の人物がともにこれら2社とは異なる他社のコントロール機関である監査役会のメンバーである場合、あるいは業務執行機関である取締役会のメンバーとなっている場合には、間接的な人的結合である間接兼任が成立することになる¹²⁾。このようなかたちでの人的結合によって、他社において兼任関係を成立させている企業同士の間で情報のやりとりや協

調の可能性が互いに開かれることにもなりうるのであり、間接兼任構造も企業間人的結合の把握にとって重要な意味をもつ。

それゆえ、本稿では、役員の間接兼任と間接兼任の考察ととして、20世紀初頭の独占資本主義への移行期におけるドイツ保険業の大企業による企業間人的結合の構造を明らかにしていく。こうした考察は、次稿において予定している第1次大戦後のインフレーション期の分析、その後のナチス期、さらには第2次大戦後の時期の分析とともに、歴史的な比較研究一環をなすものである。

ここで、本稿の分析において依拠する主要な資料について述べておくことにしよう。ドイツ企業の監査役・取締役などの情報源をなす資料として、人名録に相当する Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsrats-Mitglieder der Aktiengesellschaften 1908, Jahrgang 1908* (Finanz-Verlag, Berlin) がある。本稿では、この資料に基づいて保険業の代表的企業2社の役員兼任による企業間人的結合の構造の分析を行う¹³⁾。

以下では、まずⅡにおいて、アリアンツとミュンヘン再保険という当時の代表的な保険会社の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が他社の監査役会において直接兼任をとおしてどのような人的結合関係を形成していたのかという点について、考察を行う。それをふまえて、Ⅲでは、これら2つの保険会社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の構造についてみていく。Ⅳでは、ⅡおよびⅢにおいて明らかにされる保険業の企業の役員兼任による企業間人的結合の構造をふまえて、独占資本主義への移行期にあたる20世紀初頭の時期における保険業企業と産業企業、銀行との間の関係の特徴を明らかにする。

Ⅱ 保険業企業の役員の間接兼任構造

1 アリアンツ役員の間接兼任の構造

Ⅱでは、まずドイツにおける最も代表的な保険業企業のひとつであるアリアンツの監査役会と取締役会を構成する役員の間接兼任による人的結合の構造について考察を行う。同社の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において間接兼任の関係にあったケースをみると（表1参照）、その企業数は77社であり、合計82件の兼任関係が成立していた。その産業別内訳をみると、炭鉄業が7社で7件、鉄鋼業が4社で4件、金属産業・金属加工業が3社で3件、化学産業が3社で3件、電機産業が6社で7件、自動車産業が1社で1件、機械産業が7社で7件、醸造業が2社2件、銀行業が17社で17件、保険業が10社で12件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が3社で4件、交通業が5社で5件、その他の産業が9社で10件となっている。多岐にわたる産業のなかでも、銀行業の企業での兼任がとくに多かったが、アリアンツと同業種の保険業のほか、炭鉄業、鉄鋼業、電機産業、機械産業、交通業に

表1 アリアンツ役員（監査役会・取締役会のメンバー）による他社の監査役会における直接兼任の状況

| 産 業 | 兼任状況 | 監査役会 会長 | 監査役会 副会長 | 監査役 | 監査役会の 職位全体※) |
|---------------------|------|------------|-------------|--------|-----------------|
| 炭 鉱 業 | | 1社1件 | 1社1件 | 5社5件 | 7社7件 |
| 鉄 鋼 業 | | 1社1件 | — | 3社3件 | 4社4件 |
| 金 属 産 業 ・ 金 属 加 工 業 | | 2社2件 | — | 1社1件 | 3社3件 |
| 化 学 産 業 | | 2社2件 | — | 1社1件 | 3社3件 |
| 電 機 産 業 | | — | — | 6社7件 | 6社7件 |
| 自 動 車 産 業 | | — | — | 1社1件 | 1社1件 |
| 機 械 産 業 | | 1社1件 | — | 6社6件 | 7社7件 |
| 醸 造 業 | | 2社2件 | — | — | 2社2件 |
| 銀 行 業 | | 4社4件 | 3社3件 | 10社10件 | 17社17件 |
| 保 険 業 | | 2社2件 | 1社1件 | 9社9件 | 10社12件 |
| 電力業・ガス産業・エネルギー産業 | | 1社1件 | — | 2社3件 | 3社4件 |
| 交 通 業 | | 2社2件 | 1社1件 | 2社2件 | 5社5件 |
| そ の 他 の 産 業 | | 3社3件 | 3社3件 | 4社4件 | 9社10件 |
| 全 産 業 | | 21社21件 | 9社9件 | 50社52件 | 77社82件 |

(注)：※) 2件以上の兼任ポストがある企業が存在するため、兼任のみられる企業全体の数は各職位別の企業数の合計と一致しない場合がある。

(出所)：Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsrats-Mitglieder der Aktiengesellschaften 1908, Jahrgang 1908*, Finanz-Verlag, Berlin, *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

において多くの企業との兼任が成立しており、ドイツ資本主義の基幹産業である重工業部門との関係が強かったといえる。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では1社、鉄鋼業では1社、金属産業・金属加工業では2社、化学産業では2社、機械産業では1社、醸造業では2社、銀行業では4社、保険業では2社、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社、交通業では2社、その他の産業では3社でみられ、各社1件であり、合計21社で21件となっていた。なかでも、保険業ではMünchener Rückversicherungs-Gesellschaftといった企業において、監査役会会長のポストによる兼任関係がみられた。

また監査役会副会長のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では1社、銀行業では3社、保険業では1社、交通業では1社、その他の産業では3社でみられ、各社1件であり、合計9社で9件となっていた。なかでも、保険業ではMünchener Rückversicherungs-Gesellschaftといった企業において、監査役会副会長のポストによる兼任関係がみられた。

さらに監査役のポストによる兼任のケースは、炭鉱業では5社で5件、鉄鋼業では3社で3件、金属産業・金属加工業では1社で1件、化学産業では1社で1件、電機産業では6社で7件、自動車産業では1社で1件、機械産業では6社で6件、銀行業では10社で10件、保険業では9社で9件、電力業・ガス産業・エネルギー産業では2社で3件、交通業では2社で2件、その他の産業では4社で4件となっており、合計で50社において52件となっていた。これらの企業のなかには、炭鉱業ではGelsenkirchener Bergwerks-AG, Harpener Bergbau

表 2 アリアンツ役員（監査役会・取締役会のメンバー）による他社の監査役会における 2 件以上の直接兼任のケース

| 産業 | 兼任件数 | 2 件 | 3 件 | 合計 |
|------------------|------|---------|---------|---------|
| 電機産業 | | 1 社 2 件 | — | 1 社 2 件 |
| 保険業 | | — | 1 社 3 件 | 1 社 3 件 |
| 電力業・ガス産業・エネルギー産業 | | 1 社 2 件 | — | 1 社 2 件 |
| その他の産業 | | 1 社 2 件 | — | 1 社 2 件 |
| 全産業 | | 3 社 6 件 | 1 社 3 件 | 4 社 9 件 |

(出所) : Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), a. a. O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

AG, 鉄鋼業では Phönix, AG für Bergbau- und Hüttenbetrieb, 電機産業では Siemens & Halske AG, AEG, 機械産業では Ludwig Loewe & Co. AG, 電力業・ガス産業・エネルギー産業では Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG のような当該業種・産業の著名な企業がみられた。

一方、アリアンツの役員（監査役会および取締役会のメンバー）が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を成立させていた企業をみると（表 2 参照）、その数は 4 社であり、合計 9 件の兼任関係が成立していた。その産業別の内訳をみると、電機産業が 1 社で 2 件、保険業が 1 社で 3 件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が 1 社で 2 件、その他の産業が 1 社で 2 件となっていた。

2 件以上の兼任がみられた企業を兼任件数別にみると、3 件以上の兼任が成立していた企業は 1 社であった。他の 3 社では合計 2 件の兼任となっていた。これら 4 社のいずれにおいても、アリアンツの監査役会メンバーによる兼任であった。合計 3 件の兼任がみられた企業は、保険業の Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft であり、ここでは、それぞれ 1 つの監査役会会長、監査役会副会長、監査役のポストによる兼任が成立していた。また合計 2 件の兼任がみられた企業についてみると、その他の産業に属する Deutsche-Atlantische Teegraphen-Gesellschaft では、それぞれ 1 つの監査役会副会長と監査役のポストによる兼任となっていた。これに対して、電機産業の Norddeutsche Seekabelwerke, 電力業・ガス産業・エネルギー産業の Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG では、いずれにおいても、2 つの監査役のポストによる兼任となっていた。

このように、アリアンツの役員の直接兼任による人的結合は多くの産業におよんでいたが、それぞれの産業において互いに競争関係にあるさまざまな企業との監査役会ポストによる人的結合関係についてみると、つぎの点を指摘することができる。炭鉱業では、Gelsenkirchener Bergwerks-AG, Harpener Bergbau AG という競争関係にある代表的な企業との兼任関係がみられた。電機産業でも、同産業の最大手企業である Siemens & Halske AG, AEG において兼任関係が成立していた。これらの企業のいずれにおいても、監査役のポストによる兼任関係となっていた。同一産業の競争関係にある企業の監査役会ポストによるこのような兼任関

係は、さまざまな産業における主要企業の監査役会のポストを利用しての情報の入手・共有の可能性という点において、重要な意味をもつものであったといえる。

2 ミュンヘン再保険役員の間接兼任構造

つぎに、2では、ミュンヘン再保険の役員による他社の監査役会での直接兼任について考察を行う。同行の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において直接兼任の関係にあったケースをみると（表3参照）、その企業数は33社となっており、合計38件の兼任関係が成立していた。77社において合計82件の兼任関係が成立していたアリアンツの場合との比較では、兼任のみられた企業数も総件数も少なかった。33社において合計38件となっていた兼任の産業別内訳をみると、鉄鋼業が2社で2件、金属産業・金属加工業が1社で1件、化学産業が1社で1件、電機産業が1社で1件、機械産業が2社で2件、醸造業が2社で2件、銀行業が8社で10件、保険業が8社で11件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が1社で1件、交通業が2社で2件、その他の産業が5社で5件となっていた。ミュンヘン再保険と同業種である保険業や銀行業の企業との兼任関係が多くみられ、他の産業とは比べてもかなり多かったが、このことは、金融機関に属する同社の業種の特性を反映していたといえる。

監査役会の職位との関連でみると、監査役会会長のポストによる兼任のケースは、鉄鋼業では1社、醸造業では2社、銀行業では2社、保険業では2社、電力業・ガス産業・エネルギー産業では1社、その他の産業では3社みられ、各社1件であり、合計11社で11件となっていた。合計21社において21件となっていたアリアンツの場合との比較でみると、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでもかなり少なかった。合計11社で11件みられた監

表3 ミュンヘン再保険役員（監査役会・取締役会のメンバー）による他社の監査役会における直接兼任の状況

| 産業 | 兼任状況 | 監査役会 会長 | 監査役会 副会長 | 監査役 | 監査役会の 職位全体 ^(注) |
|------------------|------|------------|-------------|--------|------------------------------|
| 鉄業 | 鋼業 | 1社1件 | — | 1社1件 | 2社2件 |
| 金属産業・金属加工業 | | — | — | 1社1件 | 1社1件 |
| 化学産業 | | — | — | 1社1件 | 1社1件 |
| 電機産業 | | — | — | 1社1件 | 1社1件 |
| 機械産業 | | — | — | 2社2件 | 2社2件 |
| 醸造業 | | 2社2件 | — | — | 2社2件 |
| 銀行業 | | 2社2件 | 5社5件 | 3社3件 | 8社10件 |
| 保険業 | | 2社2件 | — | 7社9件 | 8社11件 |
| 電力業・ガス産業・エネルギー産業 | | 1社1件 | — | — | 1社1件 |
| 交通業 | | — | — | 2社2件 | 2社2件 |
| その他の産業 | | 3社3件 | 1社1件 | 1社1件 | 5社5件 |
| 全産業 | | 11社11件 | 6社6件 | 19社21件 | 33社38件 |

(注)：※) 2件以上の兼任ポストがある企業が存在するため、兼任のみられる企業全体の数は各職位別の企業数の合計と一致しない場合がある。

(出所)：Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), a. a. O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

査役会会長のポストによる兼任のなかには、ミュンヘン再保険とは同業種の保険業の“*Allianz*” *Versicherungs-AG* との兼任関係がみられた。

また監査役会副会長のポストによる兼任のケースは、銀行業では 5 社、その他の産業では 1 社でみられ、各社 1 件であり、合計 6 社で 6 件となっていた。合計 9 社において 9 件となっていたとなっていたアリアンツの場合との比較では、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでみてもやや少なかった。

さらに監査役ポストによる兼任のケースは、鉄鋼業では 1 社で 1 件、金属産業・金属加工業では 1 社で 1 件、化学産業では 1 社で 1 件、電機産業では 1 社で 1 件、機械産業では 2 社で 2 件、銀行業では 3 社で 3 件、保険業では 7 社で 9 件、交通業では 2 社で 2 件、その他の産業では 1 社で 1 件となっており、合計で 19 社において 21 件となっていた。合計 50 社において 52 件となっていたアリアンツの場合との比較でみると、兼任が成立していた企業数と件数のいずれでみてもかなり少なかった。合計 19 社で 21 件みられた監査役ポストによる兼任のなかには、ミュンヘン再保険とは同業種の保険業の“*Allianz*” *Versicherungs-AG* との間で兼任関係が成立していた。

一方、ミュンヘン再保険の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を築いていた企業をみると（表 4 参照）、その数は 3 社であり、兼任の総件数は 8 件となっていた。4 社において合計 9 件の兼任関係がみられたアリアンツと比べると、企業数と件数のいずれでみてもあまり差はなかった。3 社 8 件の兼任の産業別内訳をみると、銀行業が 1 社で 3 件、保険業が 2 社で 5 件となっていた。

兼任件数別にみると、合計 3 件の兼任が成立していた企業は、銀行業の *Süddeutsche Bodencreditbank*、ミュンヘン再保険と同業種である保険業の“*Allianz*” *Versicherungs-AG* の 2 社であった。*Süddeutsche Bodencreditbank* ではそれぞれ 1 つの監査役会会長、監査役会副会長、監査役のポストによる兼任となっていたのに対して、“*Allianz*” *Versicherungs-AG* では、監査役会会長と 2 つの監査役のポストに兼任が成立していた。一方、保険業の „*Deutscher Anker*“, *Pensions- und Lebens-Versicherungs-AG* では、2 つの監査役のポストによって兼任関係が築かれていた。

また 2 件以上の兼任が成立していた企業をミュンヘン再保険の監査役会メンバーによるも

表 4 ミュンヘン再保険役員（監査役会・取締役会のメンバー）による他社の監査役会における 2 件以上の直接兼任のケース

| 産 業 | | 兼任件数 | | |
|-----|---|---------|---------|---------|
| | | 2 件 | 3 件 | 合 計 |
| 銀 | 行 | — | 1 社 3 件 | 1 社 3 件 |
| 保 | 険 | 1 社 2 件 | 1 社 3 件 | 2 社 5 件 |
| 全 | 産 | 1 社 2 件 | 2 社 6 件 | 3 社 8 件 |

(出所) : Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), a. a. O., *Handbuch der Deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

のみに限定しておくとして、そのようなケースは2社においてみられ、合計6件の兼任関係が成立していた。銀行業のSüddeutsche Bodencreditbank、保険業の“Allianz” Versicherungs-AGがそのようなケースに該当する。これら2社では、いずれにおいても3件の兼任関係がみられ、兼任の状況は、ミュンヘン再保険の監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において2件以上の兼任関係を築いていた上述のケースと一致している。

III 保険業企業間の役員の間接兼任構造

——アリアンツとミュンヘン再保険の間接兼任構造——

これまでの考察において、アリアンツ、ミュンヘン再保険という保険業の最も代表的な企業の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が他社の監査役会において直接兼任をとおしてどのような人的結合関係を形成していたのかという点についてみてきた。それをふまえて、IIIでは、これら2つの保険会社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の構造について分析を行うことにする。

アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任は21社においてみられ、総件数は45件であった（表5参照）。間接兼任の状況を産業別の内訳で見ると、鉄鋼業が1社で2件、化学産業が1社で2件、電機産業が1社で2件、機械産業が1社で2件、醸造業が2社で4件、銀行業が4社で10件、保険業が7社で15件、電力業・ガス産業・エネルギー産業が1社で2件、交通業が1社で2件、その他の産業が2社で4件であった。ただ、後述するように、これらの企業のなかには、アリアンツとミュンヘン再保険の役員ポスト（監査役会あるいは取締役会のポスト）を有する同一人物による兼任というかたちになっていたケースが多くみられたことに注意しておく必要がある。また監査役会の職位との関

表5 アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立している間接兼任の状況

| 産業 | 兼任状況 | 2 件 | 3 件 | 4 件 | 合 計 |
|------------------|------|-----------|---------|---------|-----------|
| 鉄 鋼 業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| 化 学 産 業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| 電 機 産 業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| 機 械 産 業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| 醸 造 業 | | 2 社 4 件 | — | — | 2 社 4 件 |
| 銀 行 業 | | 3 社 6 件 | — | 1 社 4 件 | 4 社 10 件 |
| 保 險 業 | | 6 社 12 件 | 1 社 3 件 | — | 7 社 15 件 |
| 電力業・ガス産業・エネルギー産業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| 交 通 業 | | 1 社 2 件 | — | — | 1 社 2 件 |
| そ の 他 の 産 業 | | 2 社 4 件 | — | — | 2 社 4 件 |
| 全 産 業 | | 19 社 38 件 | 1 社 3 件 | 1 社 4 件 | 21 社 45 件 |

(出所) : Hans Arends, Curt Mossner (Hrsg.), a. a. O., *Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften*, 各年度版を基に筆者作成。

連でみると、監査役会会長のポストによる兼任は 7 社で 14 件、監査役会副会長のそれは 3 社で 5 件、監査役のそれは 13 社で 26 件であった。21 社において 45 件みられた間接兼任のうち、2 社あわせて 4 件の兼任がみられた企業は 1 社、3 件の兼任がみられた企業は 1 社、2 件の兼任がみられた企業は 19 社であった。

2 つの保険会社の間で他社の監査役会において間接兼任が成立していたこれらの企業のそれぞれにおいていずれの保険会社が主導地立場にあったのかという点とも深く関係する問題として、これらの保険会社の両者あるいはいずれかが 2 件以上の兼任関係をもつケースに該当する企業をみると、その数は 2 社であり、合計 7 件となっていた。アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社をあわせて合計 4 件の兼任関係が成立していたケースは、銀行業の *Süddeutsche Bodencreditbank* の 1 社であった。同社では、ミュンヘン再保険はそれぞれ 1 つの監査役会会長、監査役会副会長、監査役のポストによって、アリアンツは監査役会会長のポストによって兼任関係を有していたが、これら 2 つの保険会社の監査役会ポストを有する同一人物による兼任が含まれていた。アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社をあわせて合計 3 件の兼任関係が成立していたケースは、保険業の „*Deutscher Anker*“, *Pensions- und Lebensversicherungs-AG* の 1 社であった。この企業では、ミュンヘン再保険は 2 つの監査役のポストによって、アリアンツは 1 つの監査役のポストによって兼任関係を築いていたが、これら 2 つの保険会社の監査役会ポストを有する同一人物による兼任が含まれていた。

またアリアンツとミュンヘン再保険がそれぞれ 1 つの監査役会ポストによって間接兼任を成立させていた企業についてみると、そのようなケースは 19 社においてみられた。これらのすべてのケースにおいて、これらの保険会社 2 社の役員ポストを有する同一人物による間接兼任となっていた。当該人物が監査役会会長のポストを保有することによって兼任関係を築いていた企業は、鉄鋼業の *Eisenwerk-Gesellschaft Maximilianshütte*、醸造業の *Brauhaus Würzburg*, *Bürgerliches Brauhaus München*, 保険業の *Bayerischer Lloyd*, *Transport-Versicherungs-AG*, 電力業・ガス産業・エネルギー産業の *Elektrizitäts-AG vorm. Schuckert & Co.*, その他の産業に属する *Heilmannsche Immobilien-Gesellschaft AG* の 6 社であった。アリアンツとミュンヘン再保険の役員ポストをもつ同一人物が監査役会副会長のポストを保有することによって兼任関係を築いていた企業は、銀行業の *Bayerische Hypotheken- und Wechsel-Bank*, *Bayerische Notenbank* の 2 社であった。アリアンツとミュンヘン再保険の役員ポストをもつ同一人物が監査役のポストを保有することによって兼任関係を築いていた企業は、化学産業の *Bayerische AG für chemische und landwirtschaftlich.-chem. Fabrikate*, 機械産業の *Continental Gesellschaft AG für electrische Unternehmungen in Nürnberg*, 機械産業の *Allgemeine Gesellschaft für Dieselmotoren AG*, 銀行業の *Bayerische Verinsbank*, 保険業の *Providentia allgemeine Versicherungs-Gesellschaft*, *Assecuranz-Compagnie Mercur*,

Deutschland, Lebens-Versicherungs-AG, Prudentia, Versicherungs-AG, Oberrheinische Versicherungs-Gesellschaft, 交通業の Südbahn-Gesellschaft in Wien, その他の産業に属する Lederfabrikation in München の 11 社であった。

このように、アリアンツとミュンヘン再保険の 2 社の役員ポストを有する同一人物による間接兼任となっていたケースが圧倒的に多かったことが、特徴的である。この点は、筆者がすでに考察を行った銀行業の大企業の間接兼任のケース¹⁴⁾とは大きく異なっている。

IV 役員兼任からみた独占資本主義への移行期における ドイツ保険業の企業間関係——大銀行との比較

これまでの考察において、ドイツの保険業の代表的企業であるアリアンツとミュンヘン再保険を取り上げて、これら 2 社の役員（監査役会および取締役会のメンバー）が他社の監査役会においてどのような兼任関係を築いていたのかという点について、直接兼任と間接兼任の両面からみてきた。本稿での分析をとおして、これら 2 つの大手保険会社の役員兼任による企業間の人的結合の全体構造が明らかにされた。

保険業の 2 社の役員兼任の状況の比較では、直接兼任関係が成立していた企業数と件数をみると、アリアンツの兼任は 77 社において合計 82 件となっていたのに対して、ミュンヘン再保険の兼任は 33 社において合計 38 件となっており、アリアンツの兼任はミュンヘン再保険のそれよりもかなり多かった。この点は、監査役会会長、監査役会副会長、監査役のいずれの職位でみてもあてはまるが、ことに監査役会会長や監査役のポストによる兼任の場合には、差は大きかった。また監査役会および取締役会のメンバーである役員が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を成立させていたケースでは、アリアンツのそのような兼任は 4 社において 9 件となっていたのに対して、ミュンヘン再保険のそれは 3 社において 8 件となっていた。監査役会メンバーによる 2 件以上の兼任がみられたケースでみても、同様であり、アリアンツのそのような兼任は 4 社において 9 件みられたが、ミュンヘン再保険のそれは 2 社において 6 件となっていた。

また同じ時期のドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という大銀行のケースとの比較でいえば、これらの 3 つの銀行間でも、またそれらのいずれかの 2 行の間でも役員の直接兼任はみられなかったのに対して、アリアンツとミュンヘン再保険の間では直接兼任の関係が成立していたことが特徴的である。この点は、これらの保険会社の間での強い人的なつながりを示すものである。

それゆえ、つぎに、役員兼任による企業間人的結合についての保険業主要企業 2 社のこのような状況をふまえて、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という当時の大銀行の役

員兼任構造との比較を行うなかで、役員兼任からみた独占資本主義への移行期における保険業の企業間関係の特徴を明らかにしていくことにしよう。ここでは、本稿で考察を行った保険会社 2 社のうち兼任のみられた企業数も件数も多かったアリアンツの状況について、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行の役員兼任構造との比較を行うことにしよう。

アリアンツの監査役会および取締役会のメンバーが他社の監査役会において直接兼任の関係を有していた企業数は 77 社、合計の件数は 82 件となっており、ドイツ銀行の場合の 188 社において 241 件、ドレスナー銀行の場合の 224 社において 321 件よりはかなり少なかったが、コメルツ銀行の場合の 80 社において 96 件¹⁵⁾との比較では差はあまり大きくはなかった。監査役会の職位との関連でみても、監査役会会長のポストによる兼任は、アリアンツの場合には 21 社において 21 件となっており、ドイツ銀行の場合の 67 社において 69 件、ドレスナー銀行の場合の 59 社において 59 件と比べるとかなり少なかったが、コメルツ銀行の場合の 25 社において 25 件¹⁶⁾との比較では大きな差はみられなかった。監査役会副会長のポストによる兼任は、アリアンツの場合には 9 社において 9 件となっており、ドイツ銀行の場合の 21 社において 21 件、ドレスナー銀行の場合の 41 社において 42 件との比較ではかなり少なかったがコメルツ銀行の場合の 5 社において 5 件¹⁷⁾よりは多かった。監査役のポストによる兼任は、アリアンツの場合には 50 社において 52 件となっており、ドイツ銀行の場合の 124 社において 151 件、ドレスナー銀行の場合の 165 社において 220 件と比べるとかなり少なかったが、コメルツ銀行の場合の 56 社において 66 件¹⁸⁾との比較ではほぼ同じ水準となっていた。ミュンヘン再保険との比較では、兼任のみられた企業の総数と総件数のいずれにおいても、ドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行の役員による直接兼任はかなり多いものとなっていた。

また監査役会および取締役会のメンバーである役員が同一企業の監査役会において 2 件以上の直接兼任の関係を成立させていたケースをみると、アリアンツの場合にはそのような兼任は 4 社において 9 件となっていたが、ドイツ銀行の場合の 39 社において 92 件、ドレスナー銀行の場合の 62 社において 159 件との比較ではかなり少なく、コメルツ銀行の場合の 12 社において 28 件¹⁹⁾と比べても少なくなっている。2 件以上の兼任が成立していた企業を監査役会メンバーによるものに限定してみた場合でも、アリアンツの場合にはそのような兼任は 4 社において 9 件となっており、ドイツ銀行の場合 23 社において 52 件、ドレスナー銀行の場合の 38 社において 89 件よりはかなり少なかったが、コメルツ銀行の場合の 7 社において 14 件²⁰⁾との比較でもやや少なかった。ミュンヘン再保険との比較では、2 件以上の兼任のみられた企業数と件数のいずれにおいても、これら 3 つの銀行の役員による兼任はかなり多いものとなっていた。

さらにアリアンツとミュンヘン再保険という保険業の最も代表的な企業 2 社の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任の状況を大銀行との比較でみておくことにしよう。ド

イツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行のいずれかの2行の間での直接兼任関係はみられなかったが、アリアンツとミュンヘン再保険の間では直接兼任の関係が成立していた。そのような2社の間の企業間人的結合の上で間接兼任の関係が築かれており、間接兼任が成立していたケースのほとんどが、アリアンツとミュンヘン再保険の2社の役員ポストを有する同一人物による兼任のかちとなっていた。

アリアンツとミュンヘン再保険の間で他社の監査役会において成立していた間接兼任は21社においてみられ、総件数は45件であった。これをドイツ銀行、ドレスナー銀行、コメルツ銀行という3つの大銀行の間、あるいはそのうちのいずれかの2行の間で成立していた間接兼任の状況と比較すると、3つの大銀行間で成立していた間接兼任は1社において3件となっており、それを除くとドイツ銀行とドレスナー銀行の間のそれは24社において64件、ドイツ銀行とコメルツ銀行の間のそれは4社において9件、ドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれは4社において9件となっていた。それゆえ、3行間での間接兼任を加えると、ドイツ銀行とドレスナー銀行の間のそれは25社において66件、ドイツ銀行とコメルツ銀行の間のそれは5社において11件、ドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれは5社において11件みられたことになる²¹⁾。21社において45件となっていたアリアンツとミュンヘン再保険の間の間接兼任は、ドイツ銀行とドレスナー銀行の間のそれよりは少なかったが、ドイツ銀行とコメルツ銀行の間やドレスナー銀行とコメルツ銀行の間のそれとの比較では、企業数と兼任総件数のいずれにおいても多かった。しかし、大銀行間の間接兼任との比較において注意しておくべき点は、本稿で取り上げた保険業の大手2社の間の間接兼任では両社の役員ポストを有する同一人物によるものが圧倒的に多かったという点である。このことは、アリアンツとミュンヘン再保険の間での役員の直接兼任がみられたことによるものであり、3大銀行の間あるいはそのうちのいずれか2行の間での直接兼任が存在しないなかで成立していた間接兼任とは大きく異なっている。

このような役員兼任による人的結合の面にみられる産業会社や銀行などの企業との保険業の大企業との関係は、第1次大戦後の時期にはどのようなものになったのであろうか。筆者が別稿において考察したように、産業企業の資金需要のあり方の大きな変化、産業会社の企業金融における変化の傾向、インフレーションの昂進による銀行の資産価値の減少、貨幣の機能の完全な喪失による銀行の業務基盤の大きな変化という状況のなかにあっても、大銀行の役員兼任による人的結合という面での産業と銀行との関係では、20世紀初頭の独占資本主義への移行期と比べむしろ一層の拡大という状況がみられた²²⁾。保険業の代表的企業の役員による他社の監査役会での直接兼任、さらには保険会社の間で成立していた間接兼任による人的結合には、どのような変化がみられたのであろうか。この点についての具体的な分析は、稿を改めて行うことにしよう。

<注>

- 1) V.I. Lenin, *Империализм, как высшая стадия капитализма: популярный очерк*, 2-е изд, Москва: Партийное изд-во, 1932 [聴濤 弘訳『帝国主義論』新日本出版社, 1999年].
- 2) W.I. Lenin, Bericht über das Parteiprogramm auf dem VII. Parteitag der KPR(B), *Ausgewählte Werke: in zwei Bänden*, Bd.II, Dietz Verlag, Berlin, 1953, S.511 [『レーニン全集』(邦訳), 第29巻, 大月書店, 1958年, 158ページ].
- 3) 山崎敏夫『ドイツ戦前期経営史研究』森山書店, 2015年, 第1章を参照。
- 4) 例えば, A.D. Chandler, Jr., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, Harvard University Press, Berkeley, Massachusetts, 1990 [安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣, 1993年] 参照。
- 5) 筆者は, 独占資本主義への移行期におけるドイツの大銀行の役員兼任による企業間人的結合の構造について, 20世紀初頭の独占資本主義への移行期, 第1次大戦後のインフレーション期, ナチス期, 1965年株式法以前の1950年代末の時期, 同法後の1960年代末の時期を取り上げて, 考察を行っている。そこでは, ドイツ銀行, ドレスナー銀行, コメルツ銀行を取り上げて, これらの銀行の役員(監査役会および取締役会のメンバー)が他社の監査役会においてどのような兼任関係を築いていたのかという点について, 兼任職位や複数のポストによる兼任関係などの点に着目して分析するとともに, 他社の監査役会において大銀行間で成立していた間接兼任の構造についても, 考察を行っている[山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間人的結合の構造と機能——』森山書店, 2019年, 山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第58巻第4号, 2019年11月, 山崎敏夫「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第58巻第5号, 2020年1月, 山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第58巻第6号, 2020年3月, 山崎敏夫「1965年株式法以前の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第57巻第3号, 2018年9月, 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』(立命館大学), 第57巻第4号, 2018年11月]。また監査役兼任ネットワークの考察については, 山崎, 前掲『ドイツの企業間関係』, 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業, 電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』(立命館大学), 第58巻第2号, 2019年7月, 山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』」『比較経営研究』, 第44号, 2010年3月を参照。
- 6) 例 えば, W. Streeck, M. Höpner (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003, R. Zugehör, *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Leske + Budrich, Opladen, 2003 [風間信隆監訳, 風間信隆・松田健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来——資本市場・共同決定・企業統治——』文眞堂, 2008年], G. Cromme, Corporate Governance in Germany and the German Corporate Governance Code, *Corporate Governance: An International Review*, Vol.13, No.3, May 2005, p.362, M. Adams, Die Usurpation von Aktionsärsbefugnissen mittels Ringverflechtung in der Deutschland AG, *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.4, 1.4.1994, P.Windolf, Die Zukunft des Rheinischen Kapitalismus, J. Allmendinger, T. Hinz (Hrsg.), *Organisationssoziologie*, Westdeutscher Verlag, Wiesbaden, 2002, J. Beyer, Deutschland AG a.D. Deutsche Bank, Allianz und das Verflechtungszentrum des deutschen Kapitalismus, W. Streeck, M. Höpner (Hrsg.), *a.a.O.*, J. Beyer, Die Strukturen der Deutschland AG. Ein Rückblick auf ein Modell der Unternehmenskontrolle, R.

- Ahrens, B. Gehlen, A. Reckendrees (Hrsg.), *Die „Deutschland AG“: Historische Annäherung an den bundesdeutschen Kapitalismus*, Klartext-Verlag, Essen, 2013, 海道ノブチカ『ドイツの企業体制——ドイツのコルポレート・ガバナンス——』森山書店, 2005年などを参照。
- 7) B. Eggen-Kämper, G. Modert, S. Pretzlik, *Die Allianz. Geschichte des Unternehmens 1890-2015*, Verlag C.H. Beck, München, 2015, S.248.
 - 8) A. Pfannschmidt, *Personelle Verflechtungen über Aufsichtsrate. Mehrfachmandate in deutschen Unternehmen*, Gabler, Wiesbaden, 1993, S.275.
 - 9) 佐々木 昇『現代西ドイツ経済論 寡占化と国際化』東洋経済新報社, 1990年, 87ページ参照。
 - 10) Vgl. A. Pfannschmidt, *a.a.O.*, S.274.
 - 11) 例えば, B. Eggen-Kämper, G. Modert, S. Pretzlik, *a.a.O.*, A. Pfannschmidt, *a.a.O.*, H. Joly, *Großunternehmer in Deutschland. Soziologie einer industriellen Elite 1933-1989*, Leipziger Universitätsverlag, Leipzig, 1998, S.200-202などを参照。
 - 12) Vgl. D. Schönwitz, H-J, Weber, *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb. Eine Untersuchung auf der Grundlage der hundert größten Konzerne der Bundesrepublik Deutschland*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1.Aufl., Baden-Baden, 1982, S.74, S.103, D. Schönwitz, H-J., Weber, *Indirekte personelle Verflechtungen zwischen Großunternehmen über Organe der Geschäftsführungskontroll, Konjunkturpolitik*, 27.Jg, Heft 1, 1981.
 - 13) 本稿では, 企業間の役員兼任の実態については, 人名録にあたる内容が記載されている H. Arendt, C. Mossner (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsrats-Mitglieder der Aktien-Gesellschaften 1908, Jahrgang 1908*, Finanz-Verlag, Berlin に依拠して分析を行うが, 兼任, 職位に関する記述の引用ページの記載に関しては, 個別のケースごとに示すことは非常に煩雑となるため, 省略する。なお本稿において考察を行う3つの大銀行の役員, これらの銀行の役員の兼任先企業での職位については, 同書の記載は営業報告書等の記載と一致しないこともあるが, 分析の一貫性の確保のために, H. Arendt, C. Mossner 編の資料の記載に基づいて考察を行っている。
 - 14) 山崎, 前掲「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造」を参照。
 - 15) 同論文, 6-7 ページ, 11 ページ, 18-19 ページ。
 - 16) 同論文, 6 ページ, 11-12 ページ, 18-19 ページ。
 - 17) 同論文, 6-7 ページ, 11-12 ページ, 19 ページ。
 - 18) 同論文, 6-7 ページ, 11-12 ページ, 19-20 ページ。
 - 19) 同論文, 7-8 ページ, 13 ページ, 20 ページ。
 - 20) 同論文, 9 ページ, 16 ページ, 21 ページ。
 - 21) 同論文, 22-23 ページおよび 25-27 ページ。
 - 22) 山崎, 前掲「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造」を参照。

<参考文献>

1 欧文献 (著者名のあるもの)

- Adams, M., Die Usurpation von Aktionsärsbefugnissen mittels Ringverflechtung in der Deutschland AG. In: *Die Aktiengesellschaft*, 39.Jg, Nr.4, 1.4.1994, S.148-158.
- Arends, H., Mossner, C. (Hrsg.), *Adressbuch der Direktoren und Aufsichtsrats-Mitglieder der Aktiengesellschaften 1908*, Jahrgang 1908, Finanz-Verlag, Berlin.
- Beyer, J., Deutschland AG a.D. Deutsche Bank, Allianz und das Verflechtungszentrum des deutschen Kapitalismus. In: Streeck, W., Höpner, M. (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003, S.118-146.
- Beyer, J., Die Strukturen der Deutschland AG. Ein Rückblick auf ein Modell der Unternehmenskontrolle. In: Ahrens, R., Gehlen, B., Reckendrees, A., (Hrsg.), *Die „Deutschland AG“. Historische Annäherung an den bundesdeutschen Kapitalismus*, Klartext-Verlag, Essen, 2013, S.31-56.
- Chandler, Jr., A.D., *Scale and Scope: The Dynamics of Industrial Capitalism*, Harvard University Press, Berkeley, Massachusetts, 1990 [安部悦生・川辺信雄・工藤章・西牟田祐二・日高千景・山口一臣訳『スケール・アンド・スコープ 経営力発展の国際比較』有斐閣, 1993年].
- Cromme, G., Corporate Governance in Germany and the German Corporate Governance Code. In: *Corporate Governance: An International Review*, Vol.13, No.3, May 2005, pp.362-367.
- Eggen-Kämper, B., Modert, G., Pretzlik, S., *Die Allianz. Geschichte des Unternehmens 1890-2015*, Verlag C.H. Beck, München, 2015.
- Joly, H., *Großunternehmen in Deutschland. Soziologie einer industriellen Elite 1933-1989*, Leipziger Universitätsverlag, Leipzig, 1998.
- Lenin, V.I., *Империализм, как высшая стадия капитализма: популярный очерк*, 2-е изд., Москва: Партийное изд-во, 1932 [聴濤弘訳『帝国主義論』新日本出版社, 東京, 1999年].
- Lenin, W.I., Bericht über das Parteiprogramm auf dem VIII. Parteitag der KPR (B), *Ausgewählte Werke: in zwei Bänden*, Bd.II, Diez Verlag, Berlin, 1953 [『レーニン全集』(邦訳), 第29巻, 大月書店, 東京, 1958年].
- Pfannschmidt, A., *Personelle Verflechtungen über Aufsichtsrate. Mehrfachmandate in deutschen Unternehmen*, Gabler, Wiesbaden, 1993.
- Schönwitz, D., Weber, H.-J., Indirekte personelle Verflechtungen zwischen Großunternehmen über Organe der Geschäftsführungskontrolle. In: *Konjunkturpolitik*, 27.Jg, Heft 1, 1981, S.12-37.
- Schönwitz, D., Weber, H.J., *Unternehmenskonzentration, Personelle Verflechtungen und Wettbewerb. Eine Untersuchung auf der Grundlage der hundert größten Konzerne der Bundesrepublik Deutschland*, Nomos Verlagsgesellschaft, 1.Aufl., Baden-Baden, 1982.
- Streeck, W., Höpner, M. (Hrsg.), *Alle Macht dem Markt? Fallstudien zur Abwicklung der Deutschland AG*, Campus, Berlin, New York, 2003.
- Windolf, P., Die Zukunft des Rheinischen Kapitalismus. In: Allmendinger, J., Hinz, T. (Hrsg.), *Organisationssoziologie*, Westdeutscher Verlag, Wiesbaden, 2002, S.414-442.
- Zugehör, R., *Die Zukunft des rheinischen Kapitalismus: Unternehmen zwischen Kapitalmarkt und Mitbestimmung*, Leske + Budrich, Opladen, 2003 [風間信隆監訳, 風間信隆・松田健・清水一之訳『ライン型資本主義の将来——資本市場・共同決定・企業統治——』文真堂, 2008年].

2 欧文献 (著者名の不明のもの)

Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften.

3 日本語文献

- 海道ノブチカ『ドイツの企業体制——ドイツのコーポレート・ガバナンス——』森山書店，東京，2005年。
- 佐々木昇『現代西ドイツ経済論 寡占化と国際化』東洋経済新報社，東京，1990年。
- 山崎敏夫『ドイツ戦前期経営史研究』森山書店，東京，2015年。
- 山崎敏夫『ドイツの企業間関係——企業間人的結合の構造と機能——』森山書店，東京，2019年。
- 山崎敏夫「1965年株式法以前の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第3号，2018年9月，71-119ページ。
- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期におけるドイツ3大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会および取締役会における人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第57巻第4号，2018年11月，21-57ページ。
- 山崎敏夫「独占資本主義への移行期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第4号，2019年11月，1-33ページ。
- 山崎敏夫「第1次大戦後のインフレーション期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第5号，2020年1月，19-61ページ。
- 山崎敏夫「ナチス期におけるドイツ大銀行の役員兼任の構造——他社の監査役会での人的結合——」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第6号，2020年3月，179-222ページ。
- 山崎敏夫「1965年株式法以後の時期のドイツ銀行業，電機産業および自動車産業における主要企業の監査役兼任ネットワークの構造」『立命館経営学』（立命館大学），第58巻第2号，2019年7月，43-89ページ。
- 山崎敏夫「ドイツにおける監査役兼任による企業間人的ネットワークと『金融資本』」『比較経営研究』，第44号，2010年3月，91-117ページ。

**Interlocking Directorates
of the Supervisory Board and the Managing Boards
of Large German Insurance Companies
in Other Enterprises at the Beginning
of the Twentieth Century:
The Cases of “Allianz” Versicherungs-AG
and Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft**

Yamazaki, Toshio *

Abstract

In Germany, before World War II, industry-bank relationships were built through various mechanisms such as bank credit and the securities businesses, the shareholdings and deposited stock system, and the assignment of directors from banks to corporation boards. These systems served as a cooperative system between industry and banks as well as among corporations themselves. Industrial concentration in Germany was characterized by new developments in the industrial system that coordinated the interests and shared information between industry and banks and between corporations. Thus, large business systems based on ties between industries and banks were the cornerstone of German capital accumulation and were important processes in post-war German corporate development.

The conditions of interlocking directorates of large German banks on the supervisory boards of other enterprises in three periods before World War I and two periods after World War II has already been considered. However, interlocking directorates between insurance companies and industrial companies as well as those between insurance companies and banks are important issues for understanding characteristics and significance of inter-firm relationships in Germany. In spite of such importance, inter-firm relationships of large German insurance companies that had been built through the interlocking directorates system has not been investigated. This paper uses the cases of “Allianz” Versicherungs-AG and Münchener Rückversicherungs-Gesellschaft to analyze their interlocking directorates at the beginning of the twentieth century.

Keywords:

Bank • Germany • Industry-bank relationship • Interlocking directorate • Insurance company • Intra-firm relationships • Personnel connection • Supervisory board

* Professor, College of Business Administration, Ritsumeikan University